

インテリジェンス・NSC WT

中間報告

平成 24 年 8 月 2 日

我が国の安全保障・外交に関する幅広く且つ統合的な戦略構築・実施を可能にすべく、法的措置を前提とした国家安全保障会議 (NSC) の設置およびそれに向けた措置を提言する。

1. NSCのありかた

- (イ) 総理を議長とし、官房長官、外相、防衛相をコア・メンバーとする。さらに財務大臣、国家戦略大臣、経済産業大臣、総務大臣、国土交通大臣、国家公安委員長等、関係する閣僚も随時、必要に応じて出席させる。
- (ロ) 統合幕僚長や内閣情報官をはじめとする国家の安全保障政策に携わる幹部は常時、オブザーバーとして出席し、必要に応じて総理の判断・指示を受け、専門的な立場から助言・意見具申を行う。
- (ハ) 会議は非公開で月二回開催し、審議事項の決定および広報の責任は内閣が負う。現在、官房長官が兼務している政府のスポークスマンについて別途「首相報道官」などの形で新設する場合、新設された者は NSC に常時出席する。
- (ニ) NSC の事務局長として、安全保障・危機管理問題専任の内閣官房副長官を増員新設する。同人は国家安全保障問題担当首相補佐官をも兼務し、総理にも直接、助言や意見具申を行う。この補佐官は政務ポストとせず、民間・官僚を問わず、その適性に鑑み首相が自らの責任において任命する。
- (ホ) NSC の権限、所掌、それに伴う人的措置等については法的措置を前提とするが、直面する課題に戦略的に対応すべく、法的措置が完了するまでは既存の関係閣僚会合などを活性化し運用していく。

2. 権限と所掌

(イ) 所掌

総理大臣より諮問された国家の安全保障すべておよびそれに係わる外交戦略、中長期に及ぶ安全保障・外交戦略の策定。直近の課題に関し、対策本部が立ち上がる場合には、それまでの戦略等を対策本部に引き継ぐ。

(ロ) 権限

総理および官房長官の指示の下で安全保障と外交戦略に関する関係省庁間の調整を行うと共に、安全保障と外交に関する建議を行う。ただし、提言および建議については、閣議による追認を得る。NSC は総理に対する諮問機関であり、単独で国会に対する責任を負うことはない

3. 事務局

- (イ) 安全保障・危機管理担当の内閣官房副長官の下部組織として、「国家安全保障会議事務局」を設置する。
 - (ロ) 上記の事務局は、①長期戦略（新設）、②安全・危機管理、③外交全般、をそれぞれ受け持つ三人の官房副長官補と連結され、それぞれの官房副長官補の下に二人ずつ配置された参事官が国家安全保障問題について担当する。
 - (ハ) 上記（ロ）の三分野については、長期戦略担当官房副長官補の下に①エネルギー、②科学技術、③国際経済・金融、④宇宙・海洋、安全・危機管理担当官房副長官補の下に⑤自然災害、⑥テロ対策、⑦治安・国内危機、⑧サイバー、外交全般担当官房副長官補の下に⑨人道支援・PKO、⑩米州、⑪中国・朝鮮半島・アジア、⑫欧州・ロシア、⑬中東・アフリカ等のテーマで、戦略的な観点に鑑みながら個別に担当室を設け、責任者およびそれぞれの分野に関して知見・経験を有する専門家を配置する。
- (ニ) 国家安全保障事務局のスタッフは、当初は内閣官房安危・外交組織を含む各省より片道で移籍するプロパーのスタッフと、各省からの出向者および広く民間から任期を限って登用されるスタッフにより構成される。法的措置が行われるまでは、安全保障問題担当首相補佐官の下、内閣官房における既存の安危・外交を事務局とする。

4. 既存の会議体との関係

- (イ) 安全保障会議
既存の安全保障会議は形骸化が進んでいるため、NSCの発足と共に廃止する。安全保障会議が担っている任務については閣議を初めとする会議体に担わせる。
- (ロ) 事態対処専門委員会
事態対処専門委員会は、NSC事務局内に新設する各専門部署（上記（ハ）に示された長期戦略、安全・危機管理、外交全般の下にある各担当室）内に発展的に統合され、NSCの定める戦略に基づき様々な事態のシナリオ・メーカーを充実する等、役割を強化していく。

5. 下部組織

以下の下部組織を設置し、詳細に亘る戦略構築の補佐を行う。

- (イ) 局長級合同安全保障会議
国家安全保障問題担当補佐官を議長とする関係省庁の局長・審議官クラスによる幹部会議。NSCの議論を受けて省庁間の調整実務を担うと共に、各省庁の分析および戦略・戦術議論を実施して政策の総合化を図り、その結果や提言をNSCに上程する。
- (ロ) 科学顧問団

国家安全保障に関する政策判断に必要な科学的・専門的知見を提供する専門家の会議体を常設して定期的を開催し、NSC の諮問事項を協議し、提言を行わせる。

6. インテリジェンスとの関係

- (イ) インテリジェンス機関については当面、既存の内閣情報官を主軸とする体制の下で、インテリジェンス・コミュニティ内の情報共有強化・信頼における情報保全体制の構築に向けた方途を模索する。NSC が正式に発足し、運営が安定化した後、国家のインテリジェンス機能については、そのあり方について抜本的な改革を講じていく。
- (ロ) NSC はインテリジェンス・コミュニティに対し明確な情報要求を、優先度を示して行うことに努め、局長級合同安全保障会議においては情報の効果的な共有と相互評価を実施し、抜本的な国家のインテリジェンス改革以前であっても、効果的な戦略と情報の体制構築ができるよう努力する。